

消防法施行令 別表第1

(1) 項	イ	劇場、映画館、演芸場又は観覧場
	ロ	公会堂又は集会場
(2) 項	イ	キャバレー、カフェー、ナイトクラブ等
	ロ	遊技場又はダンスホール
	ハ	性風俗関連特殊営業店舗等
	ニ	カラオケボックス等
(3) 項	イ	待合、料理店等
	ロ	飲食店
(4) 項		百貨店、マーケット、物品販売店舗又は展示場
(5) 項	イ	旅館、ホテル等
(6) 項	イ	病院、診療所等
	ロ	老人短期入所施設等
	ハ	老人デイサービスセンター等
	ニ	幼稚園、特別支援学校
(9) 項	イ	蒸気浴場、熱気浴場等
(16) 項	イ	特定複合用途防火対象物
(16の2)		地下街
(16の3)		準地下街

※ 表はわかりやすくするために加工した簡略版です。